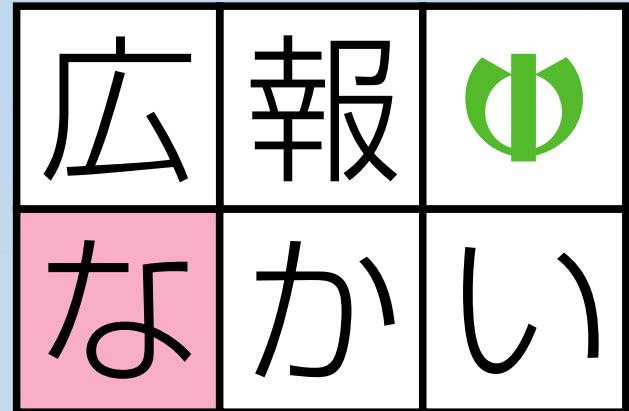


●おもな内容

- 県内を 6 つの都市にする構想 … ②～③
中井町国民保護計画を策定 …… ④～⑤
訪問販売にご注意ください！ ……… ⑥



砂口南が丘線開通



5
2007.MAY

3月28日(水)、町内から秦野駅周辺等へのアクセス道路となる「町道砂口南が丘線」が開通しました。通行の際は、安全運転を心掛けましょう。

県内を6つの都市にする構想

（神奈川県合併推進審議会答申より）

平成17年4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」が施行されたことにより、神奈川県では神奈川県市町村合併推進審議会を設置して「自主的な市町村合併を推進するための県の取り組み」について審議を行い、昨年11月に神奈川県知事に答申がなされました。

県では平成19年度に「神奈川県における自主的な市町村合併の推進に関する構想」の策定に着手します。

神奈川県市町村合併推進審議会による答申内容

期待される市町村規模は人口30万人以上の都市

この答申では、これから分権型社会（※1）で期待される市町村像を、

- ①住民が求める行政サービスを自立的・完結的に提供し得る行政機能、②質

の高い行政サービスを安定的に提供し得る行財政効率、③行政サービスを効率的・効果的に提供し得る規模として、中核市相当（人口30万人以上）あるいはそれ以上の規模の都市を志向することとが県内市町村は可能であると考え、その基礎自治体を実現するための手段として合併は極めて有効な手段と位置づけられています。

（※1）分権型社会

国に集中している権限や財源を地方政府である県や市町村に移し、住民の皆さんと自治体が協力して「地域のことは地域で決められる」ようにすることです。

中井町は行政圏と生活圏を視野に2つの圏域に属します

県内すべての市町村が中核市相当あるいはそれ以上の規模の都市を目指した取り組みを進めるために、市町村の組み合わせを検討する圏域は横浜市、川崎市の政令指定都市を除いて6つの圏域が設定され、今後の合併の方向性を示しています。中井町だけは市町村の結びつきに関する調査の総合分析から行政面や生活面の現状を踏まえて次の2つの圏域に属しています。

圏域②

—小田原市、南足柄市、足柄上郡5町、足柄下郡3町の2市8町で構成される圏域。

圏域⑤

—平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町の3市3町で構成される圏域。

この圏域は小田原市を除くと5万人に満たない中小規模の市町により構成されている上、6つの圏域の中で少子高齢化の進行が最も著しく、また圏域内の広域連携が進んでいるという特徴から、全ての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一體となって合併を検討すべきであると示されています。

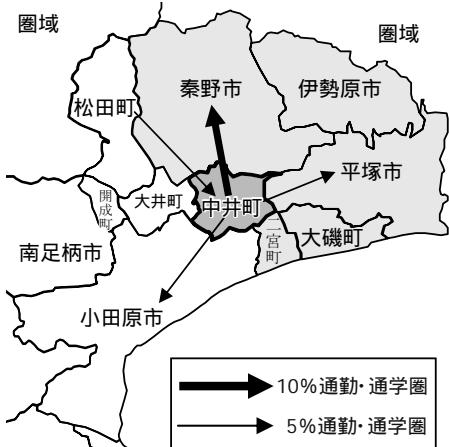
3市3町が一体となつて合併検討に向けた取り組みを進めることが期待されますが、平塚市と秦野市にそれぞれ拠点性が認められることから、この両市を中心として、中核市規模を視野にいた段階的合併を検討することも考えられると示されています。



	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)
圏域②	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	361,105	635.29
圏域⑤	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町	600,864	273.34

※人口は平成17年国勢調査、面積は平成17年全国都道府県市区町村別面積調による。

中井町の通勤・通学圏の状況



財政状況

圈域②及び圈域⑤の構成市町村5市
10町それぞれの平成17年度財政状況は
下段のとおりです。

※【参考資料】平成17年度神奈川県市
町村財政事情ダイジェスト

県平均	中井町	小田原市	南足柄市	大井町	松田町	山北町	開成町
歳出総額(億円)	—	43	581	146	53	48	47
財政力指数	1.005	1.414	1.036	1.164	0.957	0.719	0.740
自主財源比率(%)	68.7	79.4	69.0	75.1	76.8	57.3	60.5
経常収支比率(%)	88.1	80.4	88.7	94.6	72.2	87.1	84.5

箱根町	真鶴町	湯河原町	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町
歳出総額(億円)	95	35	80	732	410	259	80
財政力指数	1.625	0.630	0.811	1.103	1.011	1.082	1.003
自主財源比率(%)	81.3	48.8	63.4	71.7	68.8	69.7	74.7
経常収支比率(%)	90.9	87.0	94.8	87.8	83.3	93.8	88.1

中井の未来を考える

市町村では現在国で進める三位一体の改革（※2）、地方分権化による権限移譲や行政改革などにより、急激に変化する社会情勢にも的確に対応できる行政運営が求められています。

市町村合併は、よりよい地域のくらしをつくるための手段の一つですが、その選択をするのは町民の皆さんです。

中井町は明治41年に中井村が誕生してから、「中井」という名称を続け、平成20年には100年を迎えるようしています。「水と緑、人がきらめく住んでみたいまち」の将来像をめざして、町民の皆様方と一緒に今後の中井町のあり方について議論をしていこうと考えています。

今月号では、合併新法の趣旨を踏まえています。

財政状況用語解説

【歳出総額】 平成17年度決算歳出総額（普通会計）

【財政力指数】 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（過去3か年度の平均値）。この数値が単年度で1以上の団体は、普通交付税の不交付団体となる。

【自主財源比率】 地方公共団体が自らその権能行使して調達することができる財源（自主財源）が歳入総額に占める割合を示し、その比率が高いほど財政運営の自主性が高い。

【経常収支比率】 財政構造の弾力性を測定する指標。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応し、経済変動にも的確に対処することが容易になる。一般的に都市は75%、町村は70%程度が妥当で、それぞれ80%、75%を超えると弾力性を失いつつあるといわれる。

問合せ

企画課 企画調整班

TEL (81) 1112
FAX (81) 1443

メール kanagawa.jp

中井町国民保護計画を策定

平成16年9月、外部からの武力攻撃や、国内においてテロが発生したときに対処するため、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が制定され、平成17年には神奈川県の国民保護計画が作成されました。このたび町では、万一对応に備え、国・県と連携し、有事の際の避難の指示や誘導、また救援等を行うため、「中井町国民保護計画」を作成しました。

国民保護法とは

国民保護法とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生したときに、国民の生命や身体、財産などを保護し、国民生活等への影響を最小限にするために、国・県・町などの責務や役割分担などを定めたものです。その中では、国や県・町（地方公共団体）の重要な役割として、国民保護措置（避難・救援・武力攻撃に伴う被害の最小化）の実施が上げられています。

国民保護措置の内容

【避難】

町は、国や県からの通報に基づき、警報の内容や避難の指示を防災行政無線等により速やかに伝えるとともに、消防・警察等と協力して避難誘導を実施します。

【武力攻撃に伴う被害の最小化】

町は、県と連携し、武力攻撃等による被害をできるだけ小さくするよう、立ち入り制限や消火、救急、救助活動などを実施します。

国民保護措置の対象となる事態

国民保護法が対象としている事態には、「(1) 武力攻撃事態」と「(2) 緊急対処事態」の2つがあり、次のような事態が発生したときに、国民保護措置が実施されます。

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

	弾道ミサイル攻撃		着上陸侵攻
	航空攻撃		ゲリラ・特殊部隊による攻撃

(2) 緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する事態

	核物質入り爆弾等による放射能の拡散等		石油コンビナート施設等に対する攻撃
	航空機などによる自爆テロ		大規模集客施設やターミナル駅等に対する攻撃

国民保護措置が実施されたら

万が一武力攻撃などが発生し、国民保護措置が実施された場合には、身の安全を守るために、町民の皆さんは次のような行動を心掛けてください。

警報が発令された！

- 戸締まりをする。
- ガスの元栓を閉める。
- 電気のコンセントを抜く。

▼屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉める。
- ガス、水道、換気扇を止める。
- ドア、壁、窓ガラスから離れる。

▼屋外にいる場合

- 近くの丈夫な建物や地下街など屋内に避難する。

▼自家用車を運転している場合

- できる限り道路外の場所に車を止めること。
- やむを得ず道路において避難するときは、緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。



避難の指示が出された！



突然の事態に対処！

▼がれきにとじこめられたら

- ライターやマッチを使用しない。
- 動き回って粉じんをかき立てない。
- 口と鼻をハンカチなどで覆う。



▼身のまわりで急な爆発が起きたら

- 姿勢を低くし、身の安全を守る。
- 周囲で物が落合は、落下が止まるまで、頑丈なテープルなどの下に身を隠す。



- 身を隠す。
- 警察や消防の指示に従って、落ちて、行政機関からの情報収集に努める。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。



国民保護に関する情報は

神奈川県の発行した国民保護に関するリーフレット『かながわの国民保護』が、防災環境課窓口にあります。

そのほか、国民保護法等の詳細については、下記ホームページでもご覧いただけます。

●国民保護ポータルサイト(内閣官房)
<http://www.kokuminhogo.go.jp>

●消防庁ホームページ
<http://www.fdma.go.jp/>

●神奈川県国民保護ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/kokuminhogo/kokuminhogo-top.html>

問合せ

防災環境課 防災交通班
☎(81)1115

訪問販売にご注意ください！



消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月から設置が義務付けられたことから、これを口実に、訪問販売で住宅用火災警報器を強引に設置させようとする事例が全国で発生しています。

悪質な訪問販売の手口

ケース①

「消防署の方から来ました」「消防署の許可を得て自治会内を回っています」などと、あたかも消防署や町役場などから来たかのように訪問する。

↓ 消防署や町役場が火災警報器の販売をすることや、特定の業者に販売を委託することはありません。消防署や町役場などの公的機関を名乗る業者は要注意です。

ケース②

「設置には特別な資格が必要」と言って、法外な値段を提示してくれる。

↓ 火災警報器の設置に資格は必要なく、誰でも行うことができます。自分で簡単に取り付けられる機種もあります。また、価格は1個5千円から1万円程度が中心です。

ケース③

「法律が変わり、今すぐ設置しないと法律違反になる」「今なら格安で」などと、契約を急がせる。

↓ 新築住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられましたが、既存住宅については5年間の適用期限が設けられ、平成23年5月31日までに設置すればよいことになっています。また、罰金などの罰則規定はありません。

万一、訪問販売で契約してしまった場合でも、住宅用火災警報器はクリーニング・オフ（契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で解約ができる）の対象となります。過ぎても、販売方法に問題がある場合は解約できることがあるので、「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活相談窓口（南足柄市消費生活センター☎(71)0163）に相談しましょう。

契約してしまった場合でも

や友人に相談し、他の業者と見積りを比較するなど、十分に検討します。また、火災警報器はホームセンターや家電量販店などでも購入できます。

火災警報機に関するることは

問合せ

- 足柄消防組合消防本部予防課 ☎(74)6663 <http://www.ashigara-fd.jp>
- 住宅用火災警報器相談室 ☎0120(565)911 (平日の9~12時、13時~17時)